

令和2年第9回9月

つがる市農業委員会総会議事録

つがる市農業委員会

1. 開催日時 令和2年9月3日(木) 午後2時00分から午後2時36分
2. 開催場所 つがる市生涯学習交流センター「松の館」2階視聴覚室
3. 出席委員数 36人中、35人出席

4. 出席委員名

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 工藤 育江 | 2. 野宮富喜子 | 3. 笠井 正己 | 4. 新岡 亮 |
| 5. 吉田 秀美 | 6. 成田 正人 | 7. 菊池 昭二 | 8. 葛西 勝久 |
| 9. 秋田谷廣次 | 10. 工藤しのぶ | 12. 杉森 広宣 | 13. 今 輝義 |
| 14. 鎌田 誠 | 15. 福井 清光 | 16. 盛 行春 | 17. 三橋 弘 |
| 18. 齊藤 鉄男 | 19. 成田 清繁 | 20. 長谷川一幸 | 21. 工藤 恒實 |
| 22. 長谷川秀樹 | 23. 小山内 壽 | 24. 藤本 正彦 | 25. 工藤 正樹 |
| 26. 稲葉 武彦 | 27. 乳井 春光 | 28. 福井二三夫 | 29. 工藤 宰 |
| 30. 金澤 昭雄 | 31. 横山 治彦 | 32. 山本 康樹 | 33. 神 文敏 |
| 34. 羽場 晃 | 35. 對馬 泉 | 36. 浅見 春樹 | 計 35 人 |

5. 欠席委員名 11. 成田 金春 計 1人

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 提出議案の上程

報告第11号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議案第51号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第52号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第53号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第54号 つがる市農業振興地域整備計画の変更案に関する意見について

議案第55号 農用地利用集積計画の決定について

議案第56号 農用地利用集積計画の決定について

議案第57号 空き家バンク登録に係る農地の別段の面積及び区域の指定解除について

第4 諸般の報告

7. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

- | | | | | | |
|------|--------|----|-------|------|-------|
| 事務局長 | 吉田 真也 | 次長 | 佐藤 公俊 | 農政係長 | 工藤 正輝 |
| 主事 | 秋田谷 暢駿 | 主事 | 吉田 純也 | 主事 | 西巻 壘斗 |
| 計 | 6人 | | | | |

8. 会議の概要

事務局長(吉田真也)

定刻になりましたので、「令和2年第9回(9月)つがる市農業委員会総会」を開会致します。開会にあたり、会長から挨拶がございます。

会長あいさつ（山本康樹）

皆様におかれましてはご多用の中、ご出席いただきありがとうございます。つがる市管内においても新型コロナウイルスの感染者が出たことで、10月に予定していた馬市まつり、上原げんと杯が中止となりました。

また、農業会議関連では11月19日に予定していた県大会、11月26日に予定していた全国農業委員会会長会議も中止となりました。皆様におかれましては、感染対策を講じながら活動してほしいと思います。

本日の総会では、皆様方から活発な意見が出されますようお願い致しまして簡単ではありますが、開会の挨拶と致します。

事務局長（吉田真也）

それでは、農業委員会会議規則第5条の規定により、会長が議長となり、議事を進行致します。会長、宜しくお願い致します。

議長（山本康樹会長）

ただいまの出席委員は、36名中35名です。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立致します。

これより議事に入ります。まず議事日程第1の議事録署名委員の選任を行います。「つがる市農業委員会会議規則」第13条第2に規定する議事録署名委員ですが、議長において指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議長（山本康樹会長）

ご異議なしと認めます。よって議事録署名委員には、26 稲葉武彦（たけひこ）委員、27 番乳井春光（はるみつ）委員を指名いたします。次に議事日程第2の会期についておはかり致します。会期は、本日一日とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議長（山本康樹会長）

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日一日と決定致しました。書記には、事務局職員を任命致します。

それでは、これより議事日程第3の提出議案等の上程を行います。提出議案は、お手元に配布のとおりであります。

報告第11号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議案第 51 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第 52 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第 53 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第 54 号 つがる市農業振興地域整備計画の変更案に関する意見について
議案第 55 号 農用地利用集積計画の決定について
議案第 56 号 農用地利用集積計画の決定について
議案第 57 号 空き家バンク登録に係る農地の別段の面積及び区域の指定解除について

以上、報告 1 件 議案 7 件 計 8 件を上程致します。

はじめに、「報告第 11 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について」を事務局から報告させます。

事務局報告（西巻主事）

1 ページをお開きください。報告第 11 号について説明いたします。「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について」農地法施行規則第 68 条第 1 項の規定により下記のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する。令和 2 年 9 月 3 日提出、つがる市農業委員会会長。報告第 11 号は、番号 106 番から 111 番までの 6 件です。解約は全て田で面積は合わせて 52,521 m²です。解約の理由は全て合意による解約です。以上で報告を終わります。

議長（山本康樹会長）

報告については、以上のとおりと致します。

議長（山本康樹会長）

次に、「議案第 51 号農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（西巻主事）

4 ページをお開きください。議案第 51 号について説明いたします。「農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第 1 条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和 2 年 9 月 3 日提出、つがる市農業委員会会長。議案第 51 号は、179 番から 7 ページ 188 番までの 10 件です。内訳は、所有権移転の「贈与」が 9 件で、田が 161 m²、畑が 3,634 m²です。また、使用貸借権の設定が 1 件で面積は畑が 17,182 m²です。全案件とも別添の農地法第 3 条調査書 1 ページから 4 ページのとおり、許可要件の全てを満たしていると思われます。以上で説明を終わります。

議長（山本康樹会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。
（「なし」の声があり）

議長（山本康樹会長）

ないようですので、議案第 51 号の質疑を終結致します。これより、議案第 51 号を採決致します。おはかり致します。議案第 51 号は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山本康樹会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 51 号は原案のとおり許可することに決定致しました。

議長（山本康樹会長）

次に、「議案第 52 号農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題と致します。この案件については、18 番齊藤鉄男委員が関係している事案でございますので、農業委員会等に関する法第 31 条の規定に基づき、「議事参与の制限」により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室・着席していただきます。

（18 番齊藤鉄男委員、退席）

議長（山本康樹会長）

それでは、議案第 52 号について説明を求めます。

事務局説明（西巻主事）

8 ページをご覧ください。議案第 52 号について説明いたします。「農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第 1 条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和 2 年 9 月 3 日提出、つがる市農業委員会会長。議案第 52 号は 8 ページ 909 番の 1 件です。所有権移転の「贈与」で面積は畑が 278 m²です。別添の農地法第 3 条調査書 5 ページのとおり、許可要件の全てを満たしていると思われます。以上で説明を終わります。

議長（山本康樹会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（「なし」の声があり）

議長（山本康樹会長）

ないようですので、議案第 52 号の質疑を終結致します。これより、議案第 52 号を採決致します。おはかり致します。議案第 52 号は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議長（山本康樹会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 52 号は、原案のとおり許可することに決定致しました。18 番齊藤鉄男委員入室願います。

（18 番 齊藤鉄男委員入室・着席）

議長（山本康樹会長）

次に、「議案第 53 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（吉田主事）

9 ページをお開きください。議案第 53 号について説明いたします。「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」農地法第 5 条第 3 項の規定により、下記のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求める。令和 2 年 9 月 3 日提出、つがる市農業委員会会長。

24 番と 25 番の申請地は、富范町の田 計 3 筆で面積が合わせて 30,573 m²です。砂地部分を掘削し、土を入替え保水を高めるための一時転用申請です。

この農地は、昨年 8 月の総会で意見を求め可決し、県の許可も下りましたが作業が 6 割ほどしか進んでおらず、一時転用の期間である令和 2 年 9 月 24 日までに完了できないことから、作業継続のため再度申請するものです。周辺は農地や山林であるが、周辺の農地等に係る営農条件への支障はないものと思われま

す。次に番号 26 番の申請地は、柏稲盛の畑が 1 筆で面積が 422 m²です。借家解消のため住宅を新築するための申請です。周辺は農地と宅地であるが、周辺の農地等に係る営農条件への支障はないものと思われま

議長（山本康樹会長）

説明が終わりました。質疑に入る前に、現地確認の報告を求めます。1 番工藤育江委員報告をお願い致します。

(1 番工藤育江委員報告)

現地確認の報告をいたします。本日午前9時30分より、「30」番「金澤」委員と私「1」番「工藤」、吉田主事の3人で確認してまいりました。9ページの番号24番と25番の申請の場所は、車力漁港より北東に約730mに位置し、周辺は農地と山林であるが、農地等に係る営農条件への支障はないものと見てまいりました。次に番号26番の申請の場所は、津軽モータースクールより北東に約340mに位置し、周辺は農地と宅地であるが、農地等に係る営農条件への支障はないものと見てまいりました。以上で現地確認の報告を終わります。

議長（山本康樹会長）

報告が終わりました。これより質疑を行います。

（「なし」の声があり）

議長（山本康樹会長）

ないようですので、議案第53号の質疑を終結致します。これより、議案第53号を採決致します。おはかり致します。議案第53号は、原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議長（山本康樹会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第53号は、原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに決定致しました。

議長（山本康樹会長）

次に「議案第54号つがる市農業振興地域整備計画の変更案に関する意見について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（吉田主事）

10ページをお開きください。議案第54号について説明いたします。「つがる市農業振興地域整備計画の変更案に関する意見について」農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定により、つがる市長から意見を求められた変更案について審議を求める。令和2年9月3日提出、つがる市農業委員会会長。

まず、最初に、今回のつがる市農業振興地域整備計画の変更案の概要についてお話いたします。現在当市は市として農業振興地域整備計画を策定しておらず、旧5町村の農業振興地域整備計画が存在している状態となっております。

今回の変更は農業振興地域整備計画全体の見直しを行い、旧 5 町村の計画を 1 つにまとめ、つがる市としての農業振興地域整備計画を策定します。それに伴い、これまでは、農振除外申請等の変更手続きも旧町村の計画毎に、申請がある度に行っていましたが、今後は市の計画として 1 本化されるため、一定期間の申請期間を設け、年 2 回までの変更となります。

別紙の資料 1 をご覧ください。こちらの地図は農用地利用計画図の案です。右下に凡例を貼っております。市全体を囲っている青い線の内側が農業振興地域の範囲となります。ただし木造中心部の旧町は、都市計画区域の用途地域で、青い線で囲っている範囲から外しています。その中で田、畑、樹園地などの色がついている場所が農用地区域で、地図の中の白い何も色がついていない場所が農用地区域に入っていない場所となります。

別紙の資料 2 は、今回の変更により新たに農用地区域から除外となった農地とその除外理由、新たに農用地区域に編入となった農地についてまとめたものです。1 ページ目には、つがる市全体と旧町村毎に除外理由をアイウエオの 5 つに分けて除外した筆数、面積が記載されております。2 ページから 19 ページまでは具体的に除外となった筆の所在・地番とその除外理由がアイウエオで記載されております。除外となった筆は合わせて 1,398 筆、約 398ha です。1 ページの内容から分かるように、面積で見ますと除外した場所はイ、ウ、オで記載されている非農地、山林等や宅地を除外した理由が多くを占めております。

資料 2 の裏面の 20 ページは、新たに農用地区域に編入した農地 3 筆合わせ 33,833 m²を記載しております。

また、変更後の農業振興地域の総面積は約 23,518ha となり、その内、農用地区域は農地約 12,951ha（田約 10,663ha、畑約 1,879ha、樹園地約 409ha）採草放牧地約 114ha、農業用施設用地約 16ha、その他（山林・原野等）約 639ha の合計約 13,720ha となります。

今後のスケジュールとしては、計画案に対する関係機関からの意見聴取が終わり次第、県の構造政策課へ事前協議し、同意が得られれば、公告・縦覧等の手続きに入ります。最終的に変更手続きが完了するのは、2021 年 1 月頃を予定しております。

議長（山本康樹会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（「なし」の声があり）

議長（山本康樹会長）

ないようですので、議案第 54 号の質疑を終結致します。これより、議案第 54 号を採決致します。おはかり致します。議案第 54 号は、原案のとおり変更することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議長（山本康樹会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 54 号は、原案のとおり承認する旨、つがる市長に回答いたします。

議長（山本康樹会長）

次に「議案第 55 号農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（秋田谷主事）

それでは 11 ページをお開きください。議案第 55 号について説明いたします。「農用地利用集積計画の決定について」農用地利用集積計画を定めるため、農業経営基盤強化促進法の規定により決定を求める。令和 2 年 9 月 3 日提出、つがる市農業委員会会長。議案第 55 号は、11 ページの番号 273 番から 26 ページ番号 299 番までです。内訳ですが、「新規の賃貸借」で、田が 6 件、畑が 1 件で、面積が合計 50,905 m²です。

次に、「再設定の賃貸借」で、田が 20 件、面積が 271,528 m²です。議案第 55 号の合計としまして、田が 26 件、畑が 1 件、合計 27 件、面積が合計 322,433 m²です。以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると思われます。以上で説明を終わります。

議長（山本康樹会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（「なし」の声があり）

議長（山本康樹会長）

ないようですので、議案第 55 号の質疑を終結致します。これより、議案第 55 号を採決致します。おはかり致します。議案第 55 号は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声があり)

議長(山本康樹会長)

ご異議なしと認めます。よって、議案第55号は、原案のとおり決定致しました。

議長(山本康樹会長)

次に、「議案第56号農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。この案件については、33番神文敏委員が関係している事案でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、「議事参与の制限」により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室・着席していただきます。

(33番神文敏 委員退席)

議長(山本康樹会長)

それでは、議案第56号について説明を求めます。

事務局説明(秋田谷主事)

それでは27ページをお開きください。議案第56号について説明いたします。「農用地利用集積計画の決定について」農用地利用集積計画を定めるため、農業経営基盤強化促進法の規定により決定を求める。令和2年9月3日提出、つがる市農業委員会会長。議案第56号は、27ページの番号913番の1件です。内訳ですが、「再設定の賃貸借」で田が1件、面積が10,144㎡です。以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。

議長(山本康樹会長)

説明が終わりました。これより質疑を行います。

(「なし」の声があり)

議長(山本康樹会長)

ないようですので、議案第56号の質疑を終結致します。これより、議案第56号を採決致します。おはかり致します。議案第56号は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声があれば)

議長（山本康樹会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 56 号は、原案のとおり決定致しました。33 番神文敏委員入室願います。

（33 番神文敏委員入室・着席）

議長（山本康樹会長）

次に「議案第 57 号空き家バンク登録に係る農地の別段の面積及び区域の指定解除について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（秋田谷主事）

28 ページをご覧ください。議案第 57 号について説明いたします。「空き家バンク登録に係る農地の別段の面積及び区域の指定解除について」農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定の適用を受け、別段の面積及び区域の指定を受けた下記の農地について、区域の指定を解除するため審議を求める。令和 2 年 9 月 3 日提出、つがる市農業委員会会長。本案件の解除件数は 1 件、木造芦沼 11 番 2 の畑 276 m²の 1 筆です。提案理由としては、上記の農地は空き家に付属した農地として令和 2 年 7 月 10 日総会で別段の面積設定の指定区域として承認された後、同総会で農地法第 3 条の許可がされた農地です。

この度、令和 2 年 7 月 15 日付けで所有権移転の登記申請をし、許可内容どおり登記が完了した旨が法務局通知により確認できたことから、区域の指定解除を求めるものとなっております。

本案件は、宅地とともに取得する場合は、誰でも農地を取得できるよう 1 m²の別段の面積及び区域の指定をした農地を元の 50a の面積要件に戻すための解除です。今回の指定解除により、この芦沼の 1 筆については空き家バンクに付属する農地として農業委員会が行う手続きはすべて完了することになります。以上で説明を終わります。

議長（山本康樹会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（「なし」の声があれば）

議長（山本康樹会長）

ないようですので、議案第 57 号の質疑を終結致します。これより、議案第 57 号を採決致します。おはかり致します。議案第 57 号は、原案のとおり解除することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議長（山本康樹会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 57 号は原案のとおり解除することに決定致しました。

議長（山本康樹会長）

次に、追加議案について事務局長より説明させます。

事務局長（吉田真也）

つがる市農業委員会会議規則では、3 日前までに公示し委員の皆様方に議案を配布することになっております。「議案第 58 号公売買受適格者の証明について」につきましても、委員の皆様方に議案を送付後に申請を受けたものでありますが、公売の入札日が 9 月 18 日となっており、公売の独自性・緊急性から、追加提案する運びとなったものであります。ご了承くださるようお願いいたします。

議長（山本康樹会長）

ただ今、事務局長から説明があった「議案第 58 号公売買受適格者の証明について」を追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議長（山本康樹会長）

ご異議なしと認めます。よって「議案第 58 号公売買受適格者の証明について」を追加し、議題とすることに決定されました。それでは、議案第 58 号について説明を求めます。

事務局説明（西巻主事）

お手元に配布の追加議案をお開きください。議案第 58 号「公売買受適格者の証明について」農地法第 3 条の適用を受ける土地について、下記のとおり農地等の買受適格証明願の提出があったので、審議を求める。なお、当該適格者が買受人となり農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可申請書を提出したときは、証明書の交付時と事情が異なる場合を除き、許可するものとする。令和 2 年 9 月 3 日提出、つがる市農業委員会会長。本案件は、屏風山土地改良区が 8 月 26 日付けで公告した 2 筆一括入札、1 件の公売への証明願です。入札に間に合わせるため急遽、追加議案となりました。入札日時は 9 月 18 日午前 10 時から即日開札です。売却決定日時は 9 月 25 日午前 10 時です。番号 12 番から 13 番のとおり願出人 2 名が公売へ証明願を提出しております。いずれも 1 枚紙の別紙で配布しております。農地法第 3 条調査書 6 ページのとおり農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、当該土地の買受をするにあたり問題は無いものと思われま。以上で説明を終わります。

議長（山本康樹会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（「なし」の声があり）

議長（山本康樹会長）

ないようですので、議案第 58 号の質疑を終結致します。これより、議案第 58 号を採決致します。おはかり致します。議案第 58 号は、原案のとおり証明することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議長（山本康樹会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 58 号は、原案のとおり証明することに決定致しました。

議長（山本康樹会長）

次に、議事日程第 4 の諸般の報告について、事務局から説明があります。

（吉田事務局説明）

- 1) 日時 令和 2 年 1 0 月 1 2 日 (月) 午後 2 時 0 0 分より
場所 つがる市生涯学習交流センター「松の館」 視聴覚室
- 2) 日時 令和 2 年 1 1 月 1 0 日 (火) 午後 2 時 0 0 分より
場所 つがる市生涯学習交流センター「松の館」 視聴覚室

2. 事務連絡

（佐藤次長説明）

- 1) 令和 2 年度 青森県農業委員会大会
日時 令和 2 年 1 1 月 1 9 日 (木) 午後 1 2 時 3 0 分～
場所 青森市「リンクステーションホール青森」

開催中止

- 2) 農業委員会組織による令和 2 年 7 月豪雨災害義援金の募集について
- 3) 配布資料について
「令和 2 年度版 農家相談の手引」

議長（山本康樹会長）

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了致しました。以上をもって、「令和2年第9回（9月）つがる市農業委員会総会」を閉会致します。

（午後2時36分）